

京都弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告

新進会員活動委員会 2024年度委員長 林 美桜 (72期)

1 開催概要

新進会員活動委員会は登録5年目までの弁護士で構成される、若手弁護士による若手弁護士のための委員会です。このような意義のもと、当委員会では、定期的に各地の弁護士会の若手弁護士との意見交換会を開催してまいりました。これまでも札幌、仙台、京都、福岡、熊本、沖縄といった様々な地域に訪問し、意見交換を行ってきました。そして、2024年度は、京都弁護士会の若手会員支援委員会に所属又は所属していた65期から76期までの弁護士及び当委員会所属の72期から75期までの弁護士において「若手弁護士を取り巻く就業環境の変化」をテーマとした意見交換会を行いましたので、その内容を報告いたします。

2 意見交換会の内容

意見交換会では、主に①両委員会の活動内容、②両弁護士会の就職状況、③委員会や会務活動の負担状況についてフリーディスカッション形式で意見交換を行いました。

京都弁護士会の若手会員支援委員会は、2019年に設置された比較的新しい委員会です。同委員会では若手支援のための様々な活動を行っており、中でも重要な定例イベントとしては修習生向け就職説明会の運営を行っているということでした。毎年就職説明会は盛況とのことで、実際に京都弁護士会では毎年20～30人程度、新規登録がされています。その反面、京都府は、弁護士1人当たりの人口が東京、大阪に次いで少ない都道府県となっています。しかし、意見交換会の京都弁護士会側参加者においては仕事に困っている弁護士がいるという印象はなく、経済的な面での問題意識はないようでした。

業務内容としては、一般民事事件に加え、いわゆる裁判所案件（管財・後見）も多いということでした。また、大型の



企業案件は大阪や東京の法律事務所に依頼が行くため多くはないものの、中小規模の企業法務は十分にあるということでした。このように、業務量、業務内容ともに適度なバランスであることが印象的でした。

会務活動については、日々の業務の支障となっているような印象はあまりない一方で、若手会員支援委員会委員長からは、若手会員の会務活動への参加が少なくなっているとの悩みが述べられました。この点については、当委員会参加者からも、当会も人数は多いものの委員会に積極的に参加する委員は減ってきており、同じ悩みを抱えているということが共有されました。なお、当委員会が京都弁護士会を訪問して意見交換会を開催することは今回で2回目であり、前回開催した2015年度においては、両委員会合わせた参加者は40名弱であった一方、今回の意見交換会の参加者は10名であり、このことから委員会への参加者の減少がうかがわれます。ただ、参加人数は少なかったものの、その分一人一人の話を深掘りすることができ、大変有意義な意見交換会となりました。

他会与課題を共有することは、共通の課題に対し会を超えて解決していくために、大変有益な機会であると考えており、新進会員活動委員会では、今後もこのような他会の若手弁護士との意見交換を続けていきたいと考えています。